

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 15 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500597 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500043 号

第1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

未納期間はないはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料の未納はなく、請求期間は 12 か月と短期間である上、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 7 月 3 日に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 56 年 5 月頃に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、請求期間の国民年金保険料は現年度納付することができる。

また、当時請求者と同居していた両親については、昭和 36 年 1 月に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、共に 60 歳になるまでの国民年金保険料を完納していることから、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする父親の年金への関心は高かったものと認められ、請求期間の国民年金保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500493 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500139 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成15年12月11日から平成16年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年12月から平成16年8月までの標準報酬月額については、24万円から26万円とする。

平成15年12月から平成16年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和18年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成15年12月11日から平成16年9月1日まで

厚生年金基金との突合作業において、A社に係る資格取得届の標準報酬月額を誤って記載していたことが判明した。厚生年金保険の記録では請求期間の訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。厚生年金基金の標準報酬月額が正しいので、国の標準報酬月額を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は24万円と記録されているところ、厚生年金基金及び健康保険組合から提出されたそれぞれの加入記録によると、平成15年12月11日の資格取得時から平成16年9月1日の定時決定までの期間に係る標準報酬月額は、いずれも26万円であることが確認できる。

また、B社から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」により、A社は、請求者に係る資格取得に当たり、報酬月額を25万円と届け出ていることが確認できる上、B社の管理部担当者は、請求期間当時、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金の資格取得届は複写式の様式を使用している旨陳述していることから、A社は、社会保険事務所に対しても厚生年金基金と同様の内容を記載した資格取得届を提出していたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所は、請求者に係る平成15年12月11日の資格取得時の標準報酬月額を誤って24万円と記録したものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500557 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500042 号

第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年＊月から昭和 50 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、亡くなった母が、私が 20 歳になった昭和 45 年＊月に行ってくれたと思う。私の国民年金保険料についても、母から、私が大学を卒業するまで母の保険料と一緒に納付していると聞いたが、自分で行っていないので確証はない。しかし、仮に母が行ってくれなかつたとしても、大学を卒業後に私が加入手続を行い、保険料を納付したはずである。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、請求者の母親が、請求者が 20 歳になった昭和 45 年＊月に行ってくれたか、又は、請求者自身が大学を卒業後の昭和 48 年 4 月頃に行ったと陳述しているが、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入者に係る資格取得日から昭和 50 年 3 月頃に払い出されたと推認できる。

また、請求者は、請求期間以前から同一市内に居住していると陳述しており、上記記号番号のほかに別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500543 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500140 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 8 月 30 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低い金額で記録されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A 社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び厚生年金保険の記録により認められる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 8 月 31 日）の後の平成 4 年 9 月 7 日付けで、平成 4 年 1 月から同年 7 月までの 7 か月間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、請求者は、平成 21 年 2 月に社会保険事務所（当時）が行った不適正な遡及減額処理の可能性がある記録に関する調査において、自身が A 社の社会保険手続担当であり、平成 4 年 8 月 30 日前後に社会保険事務所の職員に対し、同社が滞納していた社会保険料について相談し、事業の休業、社会保険料の清算及び社会保険からの脱退について話をした旨回答している上、当該相談時には自身と代表取締役に係る標準報酬月額を減額することにより滞納保険料を清算することを提案され、代表取締役と相談した上で了承した旨陳述していることから、請求者は、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意し、同社の社会保険事務を執行する取締役として当該手続に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の社会保険事務を執行する取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。